

# 河川草刈り及び河川管理用通路補修作業報奨金支給要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が県と対等なパートナーシップを組んで、自分たちの住む町に流れる川を積極的に守り育てていくこと、良好な河川環境の維持に寄与すること及び、河川管理施設における亀裂や陥没等の異常の早期発見に資することを目的として、県が管理する河川の草刈り作業及び河川管理用通路補修を行う自治会等に対して報奨金を支給するものである。

## (自治会等の定義)

第2条 この要領において、「自治会等」とは、自治会、水利組合、河川愛護団体、市民団体及びこれに準じる団体をいう。

## (河川管理区域図面の作成及び河川管理用通路補修材の支給)

第3条 西臼杵支庁長又は土木事務所長（以下「所長等」という。）は、河川管理上必要な草刈り区域及び河川管理用通路補修必要箇所を表示した図面を作成し、自治会等の求めに応じて提示できるようにしておくものとする。

また、河川管理用通路における小規模な穴ぼこなどの補修材料（再生クラッシャーラン等）については、所長等が支給するものとする。

## (河川草刈り作業及び河川管理用通路補修作業の申請)

第4条 作業を行おうとする自治会等は、河川草刈り作業については別紙様式第1-1号による河川草刈り報奨金支給申請書を、河川管理用通路補修作業については別紙様式1-2号による河川管理用通路補修報奨金支給申請書を所長等に届けるものとする。

## (申請者への通知)

第5条 所長等は、支給先を決定したときは、河川草刈り作業については別紙様式第3-1号により河川草刈り報奨金支給決定通知書を、河川管理用通路補修作業については別紙第3-2号により河川管理用通路補修報奨金支給決定通知書を自治会等に通知するものとする。

## (報奨金の支給額)

第6条 報奨金の支給額は、河川草刈り作業については実施面積に応じ、別表第一に定める金額、また河川管理用通路補修作業については別表第二に定めた単価と補修に用いた土量とを乗じた金額とする。

## (完了届)

第7条 自治会等は、作業を完了したときには速やかに河川草刈り作業においては別紙様式第4-1号による河川草刈り作業完了報告書を、河川管理用通路補修作業については別紙様式4-2号による河川管理用通路補修作業完了報告書を所長等に提出しなければならない。

## (完了確認)

第8条 所長等は、作業完了報告書を受けたときは10日以内に作業の完了状況を、現地での確認または、作業内容が把握できる写真等により確認を行い、河川草刈り作業については別紙様式第5-1号による河川草刈り作業完了認定書を、河川管理用通路補修作業については第5-2号による河川管理用通路補修作業完了認定書を通知しなければな

らない。

(確認基準)

第9条 確認時の基準は別表第三のとおりとする。

(報奨金の請求)

第10条 自治会等は、作業完了認定書を受理したのち、河川草刈り作業については別紙様式第6-1号による請求書を、河川管理用通路補修作業については第6-2号による請求書を所長等に提出するものとする。

(報奨金の支払い)

第11条 所長等は、請求書を受理してから30日以内に報奨金を支払うものとする。

(傷害保険)

第12条 県は、自治会等の参加者が第4条に基づく作業中に傷害を被ったとき、又は第三者に対して損害を与えたときに備えて、保険に加入するものとし、その範囲内で傷害及び第三者への損害賠償に関する対応を行うものとする。

(法令の遵守、作業時の安全等)

第13条 自治会等は、第4条に基づく作業にあたっては、法令を遵守し、自己の責任において作業を行うものとする。また、参加者のけがに注意するとともに、第三者に対して損害を与えることのないよう、安全に十分配慮して作業を行うものとする。

2 自治会等は参加者の故意による事故や第三者との紛争については、自ら責任を負うものとする。

3 作業に伴い事故が発生した場合は、自治会等は直ちに所長等へ連絡をするものとする。

(事故発生時の報告)

第14条 所長等は、自治会等の参加者が第4条に基づく作業中に傷害を被ったとき、又は第三者に対して損害を与えたときは、自治会等から河川草刈り作業については別紙様式第7-1号による事故発生報告書、河川管理用通路補修作業については様式第7-2号による事故発生報告書により報告をさせるものとする。

2 所長等は、前項の事故発生時の報告を受けた場合は、河川課に報告するものとする。この場合において、河川課は、県が加入する傷害保険の適用を審査し、所要の手続きをとるものとする。

(特定外来生物の適切な対応)

第15条 第4条に基づく作業において「オオキンケイギク」や「オオフサモ」等の特定外来生物を確認し駆除を行う場合は、適切な対応をとるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項は、河川課と協議するものとする。

附則

この要領は、平成16年 7月30日から施行する。

附則

この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表第一（第6条関係） 報奨金の支給額（河川草刈り作業）

（単位：円）

草 刈 り 面 積		報 奨 金	
		年 1 回	2 回 目 以 降
500㎡以上	1,000㎡未満	16,000	4,800
1,000㎡以上	1,500㎡未満	24,000	7,200
1,500㎡以上	2,000㎡未満	32,000	9,600
2,000㎡以上	2,500㎡未満	40,000	12,000
2,500㎡以上	3,000㎡未満	48,000	14,400
3,000㎡以上	3,500㎡未満	56,000	16,800
3,500㎡以上	4,000㎡未満	64,000	19,200
4,000㎡以上	4,500㎡未満	72,000	21,600
4,500㎡以上	5,000㎡未満	80,000	24,000
5,000㎡以上	5,500㎡未満	88,000	26,400
5,500㎡以上	6,000㎡未満	96,000	28,800
6,000㎡以上	6,500㎡未満	104,000	31,200
6,500㎡以上	7,000㎡未満	112,000	33,600
7,000㎡以上	7,500㎡未満	120,000	36,000
7,500㎡以上	8,000㎡未満	128,000	38,400
8,000㎡以上	8,500㎡未満	136,000	40,800
8,500㎡以上	9,000㎡未満	144,000	43,200
9,000㎡以上	9,500㎡未満	152,000	45,600
9,500㎡以上		160,000	48,000

注1) 草刈りの最低面積は500㎡以上とする。

注2) 報奨金の支給対象となる草刈りの回数は原則2回目までとする。ただし、現地状況等により事務所長等が必要と判断した場合は、3回目までを上限とすることができる。

別表第二（第6条関係） 報奨金の支給額（河川管理用通路補修作業）

（単位：円）

1 m3 当たり単価	4,200
------------	-------

注1) 補修に使用する材料（再生クラツシャー等）は別途支給

注2) 補修の規模は、人力にて軽易に補修できる規模とする。

※報奨金の支給額（円）＝ 補修に用いた土量（m3）× 4,200 円/m3

別表第三（第9条関係） 確認基準

○河川草刈り作業

確認項目	基準
草刈り区域の確認	現地での目視確認、または草刈り区域図や写真等を基に、草を刈った区域の確認を行う。
草刈りの状況の確認	刈り取り後の草丈20cm程度を目安に、河川管理上必要な草刈りが行われていることの確認を現地での目視確認または、写真や図面等にて行う。
草刈り前後の確認	草刈り作業完了報告書に添付されている作業前、作業後の写真を基に、草刈り前後の確認を行う。

○河川管理用通路補修作業

確認項目	基準
補修必要箇所の確認	補修必要箇所の確認を現地での目視または、写真等にて行う。
補修状況の確認	車両もしくは歩行で通行する際に、支障にならない程度に敷き均し、転圧が行われていることの確認を現地での目視又は、写真等にて行う。 （転圧状況について写真から判断不能な場合については、後日河川巡視等の際に確認するなど適宜現地を確認すること）